

高石市教育委員会定例会会議録

(平成 30 年 12 月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 30 年 12 月 19 日午後 5 時 40 分
閉 会	平成 30 年 12 月 19 日午後 6 時 22 分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 : 神 志 那 隆 教育部次長兼社会教育課長 : 杉 本 忠 史 教育部次長兼学校教育課長 : 吉 田 種 司 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 学 校 教 育 課 長 代 理 : 杉 谷 賢 太 郎 こ だ も 家 庭 課 長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 社会教育課長代理兼青少年対策室長兼たかい市民文化会館長 : 石 田 俊 彦 公 民 館 長 : 松 井 勉 教 育 総 務 課 長 代 理 兼 係 長 : 上 田 麻 紀

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第 1 号 平成 31 年度高石市立小中学校教職員人事基本方針及び取扱い上の留意事項の策定について

学校教育課長	<p>本議案は、高石市教育委員会通則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により本定例会の議決をいただきたく提案いたしましたものである。</p> <p>3 ページから 4 ページにかけて、平成 31 年度高石市立小中学校教職員人事基本方針案を示している。</p> <p>なお、3 ページの上から 5 行目、平成 28 年度となっているが、31 年度の間違いである。修正をお願いしたい。</p> <p>また、5 ページ以降に記載している取り扱い上の留意事項については、昨年度からの新たな変更点等はない。本市としては、この基本方針及び取り扱い上の留意事項に基づき、教職員の人事については、引き続き人材育成を図り、各学校においては教職員の年齢別、性別等の構成状況を検討するとともに、指導力、人間関係等も配慮し、それぞれの学校に適合する教職員を配置したいと考えている。</p> <p>また、新規採用後、同一校を 4 年以上勤務する者については、6 年をめどとして教育経験を豊かにさせるために計画的な異動を行っていく。現任校で 7 年以上勤務する者については、10 年をめどとして計画的に異動を行っていく。さらに、校長及び教頭の人事については、年功序列、性別、学歴等にとらわれることなく、広域的な人事交流に十分に配慮しつつ、指導力、適性等を勘案して配置していきたいと考えている。</p>
西中委員	<p>数点質問させていただく。1 つ目は、勤務年数が 10 年以上の者は、人事の停滞が起こると、やはり学校の中での教育活動が阻害されるとい</p>

	うケースも考えられるが、そういった10年以上の先生方の状況を教えていただきたい。2つ目は、高石市は割合校数が少ないので、どうしても同一校での勤務年数が長くなる傾向にあるのではないかと思うが、いわゆる広域人事、他市との交流というのはどういう状況になっているのかということをお聞かせいただきたい。3つ目は、60歳を迎えた校長が再任用で再度校長等に任用されるようなことがあるのか。他市ではかなりそういうことが日常化しているが、高石については私は実態が分からないので以上3点をお聞かせいただけたらと思う。
学校教育課長	まず10年以上の者については、やはり各校数名ずついる。その中で、小学校については教科等がないので、異動については比較的行いやすいという傾向があるが、中学校については3校で、かなり人数の少ない教科もあるので、計画的に、10年を待たずとも異動、また少し延びて11年目ということもあるかと考えている。 それから、広域異動についてであるが、広域異動を大阪府は進めている立場から、まず地区外異動については、書類選考、それから面接等も行って、泉北地区の和泉市、泉大津市、忠岡町、高石市、この3市1町以外の大阪府内の市町村については、希望に応じて面接も含めて人事異動の考慮を行っているところである。また、泉北地区内については、泉北地区内での人事担当者会等で配られた書類に基づき、広域の人事異動を今まで行っている。 また、60歳以上の再任用校長、教頭については、府の制度として認められている。こちらの詳しいことについては来年度の人事になるので、時期を改めてご報告させていただきたいと考えている。
西中委員	人事異動の最終的な権限は、府教委が持っているのか。
学校教育課長	人事異動で府費負担教職員については、市から府へ内申をして、それに基づき府から異動の内示をするという形で決定していく。
吉村委員	教職員は女性も向いた仕事だと思うが、今、高石の一般職の男女比を教えてください。
学校教育課長	各校では多少の違いはあるが、小学校は比較的女性教員が多い傾向にあり、中学校は逆に男性教員が多い傾向にあるが、1つの中学校では女性のほうが多いということで、バランスを考えた人事異動を今後検討していきたいと考えている。
採決	可決。

・議案第2号 平成31年度全国学力・学習状況調査への参加について

学校教育課長	先日12月14日に、府教育委員会から参加の可否について照会があった。その関係で急遽追加案件とさせていただいた。 本議案は、平成31年4月18日木曜日に、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的として、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査について、本市の参加のご承認を得るためのものである。 次年度実施予定の全国学力・学習状況調査については、今年度と同様に、中学3年生と小学校6年生の全ての児童・生徒を対象に実施される。なお、実施についての要領は追加案件の冊子の中の2ページ以降に示したが、概要及び今年度との主な変更点についてご説明をさせていただく。 教科に関する調査については、小学校では国語、算数、中学校では
--------	--

	<p>国語、数学、英語が実施される。来年度実施される英語は初めての科目となっている。</p> <p>今年度からの変更点は、大きく2点ある。</p> <p>1点目は、教科に関する調査であるが、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学、英語となっており、今年度、小学校、中学校とも理科が実施されたが、3年に1度程度の実施ということで、来年度は実施されない。</p> <p>2点目は、これまで国語、算数、数学については、主として知識に関する問題Aと、主として活用に関する問題Bとに分けての調査であったが、来年度はA、Bの区分に分けての調査はなくなる。</p> <p>以上が今年度との主な変更点である。また、平成26年度より市町村教育委員会の判断で、個々の学校名を明らかにした調査結果を公表できるようになったが、学校教育課としては、来年についても今年度と同様、学校名を明らかにして結果を公表することなく本調査に参加し、その結果を活用して本市の小・中学校の学力の向上に関する取り組みの成果と課題について分析を行い、今後の授業等での指導の工夫改善に努めていきたいと考えている。</p> <p>以上のことから、平成31年4月18日木曜日に実施予定の本調査への参加について、ご承認をいただきたい。</p>
西中委員	<p>テストに参加することには異論はないが、先ほどの説明の中で、知識、技能といったA問題と、思考力、活用力といったB問題に分けて分析して、Aは良いけれどもBが悪いか、どちらかというところBに力を入れる必要があるというような分析をもって学力向上に努めてきたわけであるが、これがなくなったということがなぜなのか教えていただきたい。</p> <p>それから、英語で話す力ということであるが、今の中学3年生で話す力というのはどの程度なのか。かなりネイティブな英語は聞いているとは思いますが、英語で質問されて英語で答えられるような力があるのかどうか教えていただきたい。</p>
学校教育課長	<p>今回、A区分とB区分に分かれたことについて、この要領等には何も示されていないが、一度に実施することで、単位時間が小学校では45分間、中学校では50分間であるという単位時間の中で実施ができる。それで、A、Bに分かれてはいないが、内容については、Aに関する部分とBに関する部分の出題がされると聞いているので、それぞれ分析する際にはこれまでどおり活用に関するものと基礎的、それから知識に関するところ、これは分けて分析、それから今後の指導に役立てていくことは可能だと考えている。</p> <p>それから、来年度初めて実施される英語であるが、話すことについては、ALTを、本市においては他市に比べて配置をいただいております。また英語の授業の中でも、英語担当の教師が英語で発問し、英語で答えるという形で、子どもたちとのキャッチボールは英語を使っているという現状もある。今年度はまだ結果は出ていないが、昨年度の結果では、英検3級以上の生徒、中学校3年生で全3中学校を平均して4割以上の者が3級程度の実力を持っているので、今回、どのような結果が出るか、我々も楽しみにしており、いい結果が出るものと考えている。</p>
西中委員	<p>すなわちA、B問題というのは時間の短縮だけで、今までどおり、A、B区分というような問題の分析はできるということか。</p>
学校教育課長	<p>問題については、分析ツール等も府からも配られ、それを用いてA区分に合った内容の部分とB区分の部分が比較して考えることができ</p>

	ると考えている。
西中委員	今までのテストの経年の比較が可能ということになるのか。
学校教育課長	公表の仕方については、結果が返ってきたときにお諮りしたいと考えているが、分析自体は各学校において可能である。
西中委員	もう一つは、英語ということであるが、中学の3年で、英語で授業をしているというケースはあるのか。
教育部長	これは本市の今までの課題で、いわゆるクラスルームイングリッシュをとにかく使っていこうということをして小学校から行っていて、その中で、中学校の英語についても、できるだけ英語で発問をして、その後日本語でもう一回説明を加えるという、そういった授業を目指すということで、英語の時間の中での英語での発問のパーセントを50%以上行おうという目標でやっているの、既に、そういう英語での発問は3中学校ともある程度は行っている。 英語で聞かれたことに対して英語で答えるということについては、この学力調査が最初スタートしてもそれほど戸惑いはないかと考えているが、ただ、何せ初めてのことなので、テスト時間も1学級で約5分間のテストということで、いわゆるコンピューターに対して、聞いたことに対して自分で答えるという形で行う。当日、その中で機器のトラブル等が生ずるとい、そういう懸念はあるが、今のところは整備的には問題ないということで実施の方向である。
西中委員	ではプレテストはもう終わったのか
教育部長	動作環境の確認はしている。
西中委員	中学校3年生で日本語を使ってはいけないという授業はやっていないのか。
教育部長	行っていない。ただし、大阪府の公立の入試問題についてもA問題、B問題、C問題があり、一番レベルの高い問題はオールイングリッシュの指示文、それに対して英語で答えるので、全て英語で見て英語で答えるという問題もあるので、その対応については個々のレベルに応じて行う。
西中委員	そのレベルは各市町村が選ぶのか。
教育部長	当日のテスト問題は公立高校が選ぶ。いわゆる進学校であれば、当然オールイングリッシュの問題を選択するし、やはり受験をする子どもの学力に応じて公立高校が選ぶことになっている。
吉村委員	英語の入れかえと聞いているが、要するにコンピューターの数で全クラス一斉にはできないということなので、どの程度分けて行うのか。
学校教育課長	文部科学省から示されている時間割りのモデルとしては、冊子の12ページに示されている。例えば6クラスある中学校においては、5時間目に英語の話すことを1・2・3組行い、また、6時間目に4・5・6組が行うという形で分けて、クラスごとに50分の授業なので、1学級当たり5分間、移動を含んで15分程度ということで実施の予定になっている。 また、これまで主に学校でよく行われている、聞くこと、読むこと、書くことについては、別の3時限目で45分間の実施ということになっている。
吉村委員	前の組と後ろの組が違う問題が出るのか。
学校教育課長	前のクラスが不利になるということがないように実施するものと考えている。
採決	可決。

・報告第1号 市長からの意見聴取について

教育総務課長

平成30年第4回市議会定例会に提出された8ページ記載の7案件の教育委員会に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた件について、異議がない旨、教育長が臨時代理したので、ご報告申し上げるものである。議案の内容について、簡単にご説明させていただく。

まず、1、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてであるが、本条例については、職員の懲戒基準を明確化等するために制定するものである。

2ページをごらんいただきたい。

上から9行目、第4条において「3月」を「6月」に改めたのは、免職の次に重い処分になる停職の期間が1日以上3月以下となっていたところを、6月以下に改正するものである。

また、第5条として、懲戒処分の基準を新たに定め、基準の明確化を図っている。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明は以上である。

次に、非常勤職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。

この条例は、府の最低賃金が改正されたことに伴い制定するものである。13ページをごらんいただきたい。

4行目、「929」を「936」に改めたのは、府の一般事務の最低賃金が平成30年10月1日から936円になったことから、下回ることとなる一般事務（高校生及びこれに準ずる者）の単価を改正するものである。

なお、現在対象者がおらず、当面雇用の可能性もないということから、公布の日から施行するものである。

非常勤職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については以上である。

次に、3、一般会計補正予算（第5号）についてである。

この議案のうち、教育委員会に係る部分として、19ページの債務負担行為についてであるが、市立図書館において、平成31年度から新たに5年間の指定管理者委託を実施するに際し、必要となる債務負担行為を補正するものである。

次に、40ページをごらんいただきたい。

小学校費、中学校費の光熱水費の増額補正である。

これは、酷暑の影響等で、電気代の決算見込みが増額の見込みであるので、補正するものである。

次に、41ページ、上の箱囲みの一番下の市民文化会館費の補正である。こちらは、備品購入費の器具費が14万円の増額である。

23ページをごらんいただきたい。

こちらは、23ページの歳入の下から2つの箱囲みの寄附金の文化指定寄附金14万円をいただいたことから、41ページ、市民文化会館費のほうで業務用CDプレーヤー2台を購入するということで歳出予算を計上しているものである。

その他、教育費各費目において、2節、3節、4節、給料、職員手当等、共済費についての増減があるが、これは給与改定に合わせて各々整理を行ったものである。

一般会計補正予算（第5号）については以上である。

次に、指定管理者の指定についてである。

この議案は、高石市立図書館の指定管理者を指定することについて

	<p>て、議会の議決を求めたものである。</p> <p>指定管理者は、これまでと同じ株式会社図書館流通センター、管理を行わせる期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までである。指定管理者の指定についての説明は以上である。</p> <p>次に、寄附金収受の報告についてである。</p> <p>48ページをごらんください。この報告は、ルソンドゥクール南依里後援会倶楽部、代表川西千代子様から文化への指定寄附として13万9,401円をいただいたものである。先ほどの補正予算の計上にあつた寄附である。</p> <p>次に、49ページの一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてである。</p> <p>この議案は、人事院勧告に準じて職員等の給与改定を行うためのものである。改正内容としては、一般職の勤勉手当の支給率を0.05、特別職の期末手当の支給率を0.05引き上げるとともに、一般職の給料月額改定を行ったものである。</p> <p>次に、一般会計補正予算（第6号）についてである。</p> <p>この議案は、先ほどの給与改定に伴う補正である。</p> <p>以上、7件の案件についての説明となる。いずれの議案も市議会において可決いただいている。</p>
西中委員	<p>職員の懲戒手続の効果ということで、条例の改正ということであるが、これは、教職以外の一般職の方の懲戒の手続等との整合性はとれているのか。また、寄附が加茂病院から100万円いただいているのでやはり福祉ということで、教育とか福祉とか、そういう目的を定めた寄附ということになるのか。</p>
教育総務課長	<p>職員の懲戒の手続及び効果に関する条例であるが、こちらは高石市の職員ということである。これについて、教育委員会所管の職員においても、教育委員会の所管に属する職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則において、市の規定の準用を定めているので、事務局職員について本条例で適用していくということになる。</p>
西中委員	<p>この第4条の3月から6月に延長するというところで市の職員もうこういう形になるのか。</p>
教育総務課長	<p>高石市の職員の懲戒の基準としては停職期間が伸びたということである。高石市教育委員会事務局職員に関しても同様に準用する。</p>
西村委員	<p>府費の教員については府の懲戒の基準によるということか。</p>
学校教育課長	<p>府費負担教職員については、府で定めている。</p>
西村委員	<p>停職の期間は、今もう既に6月になっているのか。</p>
教育部長	<p>停職等についての大阪府の懲戒基準があるので、その基準に応じてということで、大阪府が懲戒処分を下すということになっている。</p>
西中委員	<p>一般の教員というのは府費負担で教育委員会事務局に入ると市費負担になり、市負担分のこの規定が懲戒の規定ということになるのか。</p>
教育部長	<p>その通りである。</p>
教育部次長	<p>48ページに記載している寄附金収受の報告ということであるが、基本的には、寄附を受けると、何にお使いさせていただければということをお聞きする。今回、上段では福祉、下段では文化ということでご指定されている。</p>
西中委員	<p>一般的に寄附の場合はほとんどは目的を指定してということが多いのか。</p>
教育部次長	<p>基本的にほとんど指定寄附という形になっている。</p>
佐野教育長	<p>承認する。</p>

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	72ページ記載の学校教育課1件、社会教育課10件について、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告するものである。
佐野教育長	承認する。

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成30年11月14日から平成30年12月18日までの当教育委員会関係諸行事について、担当各課より報告。
佐野教育長	承認する。

・翌年度の主要行事について

各課長	平成30年12月19日から平成31年1月8日までの主要行事予定について、各課より説明。
佐野教育長	承認する。